

令和 6(2024)年度入学手続案内別紙**入学料免除・徴収猶予・その他入学後の経済支援(奨学金等)について**

(本紙は学資負担者の方にもご確認いただくようにしてください)

入学手続きをおこなう前に必ずご確認ください。

本紙は、大学ウェブサイト上でも掲示しています(各種変更・追加情報等、随時更新)。

一橋大学 HP > 在学生の方へ > 経済支援 > 高等教育の修学支援新制度

<https://www.hit-u.ac.jp/shien/campuslife/tuitionsupport.html>

本紙では、主に入学前・入学直後に手続きが必要なものについてご案内します。
 本学で行っている各種経済支援制度についての詳細は、大学ウェブサイトの各ページでご確認ください。

本紙の内容 ※特に★印に該当する方は、入学手続き前に必ず確認してください。

参照項	該当項目	留学生	入学手続時の入学料
1-1 ★	日本学生支援機構 給付奨学金(※1)に <u>予約採用済み</u> の方	対象外	納入しない(※2)
1-2 ★	日本学生支援機構 給付奨学金(※1)に <u>入学後に申込む予定</u> の方	対象外	納入しない(※2)
2-1 ★	大学が実施する入学料免除の申請を行う方(要件有)	○	納入しない(※2)
2-2 ★	大学が実施する入学料徴収猶予(延納)の申請を行う方(要件有)	○	納入しない(※2)
3-1	日本学生支援機構 貸与奨学金に予約採用済みの方	対象外	★印に該当しなければ 納入 <u>必要</u>
3-2	日本学生支援機構 貸与奨学金に入学後に申込む予定の方	対象外	
4	学内奨学金・民間団体等の奨学金を探している方	○	
5	大学が実施する授業料免除・徴収猶予(延納)を申請する方(要件有)	○	

※1. 日本学生支援機構給付奨学金は「高等教育の修学支援新制度」の一部で、採用者は入学料が(一部)免除されます。

※2. 代わりに本紙で案内する手続きが必要です。本紙で案内する手続きを行うことなく、入学料を納入しなかった場合、入学辞退者として扱われますのでご注意ください。また、全額免除者以外は後日差額の納入が必要です。

1. 「高等教育の修学支援新制度」による入学料・授業料免除について

「高等教育の修学支援新制度」は、給付型奨学金と入学料・授業料減免が一体となった国の制度です。日本学生支援機構給付奨学金に採用された方を対象に、大学が入学料・授業料減免を行います。

1-1. 日本学生支援機構 給付奨学金に高校等で予約採用済みの方

※日本学生支援機構より「令和 6 年度大学等奨学生採用候補者決定通知」(茶色の文字で印字)が交付され、「給付奨学金」の欄が「候補者決定」になっている方が該当します。

※在学採用に申請予定の方(予約採用不採用の方含む)は1-2をご確認ください。

- ① 入学手続き時、入学料は納入しないでください。
- ② 入学手続書類の提出時、必要書類「振込確認書」に代えて、以下書類 2 点を同封してください(他の書類と混ざらないよう、イ) 入学確約書を一番上にしてクリップ等でまとめてください)。
 - イ) 入学確約書(所定様式)
 - ロ) (A 様式 1) 大学等における修学の支援に関する法律による入学料及び授業料減免の対象者の認定に関する申請書(所定様式)

【様式ダウンロードはこちら】一橋大学 HP>在学生の方へ>経済支援>高等教育の修学支援新制度
<https://www.hit-u.ac.jp/shien/campuslife/tuitionsupport.html>



- ③ 入学直後の4月5日(金)までに、以下2つの手続きを完了してください。
- イ) 学生支援課に「令和6年度大学等奨学生採用候補者決定通知【進学先提出用】」を提出してください(西キャンパス本館1階窓口提出または郵送必着)。
 - ロ) イ)の提出時に、ユーザID・パスワードを交付します。
インターネット(スカラネット)上で「進学届」を提出してください。
(郵送提出の方には4/1以降に大学から交付するメールアドレス宛に必要な情報を送付します。)
- ④ ③までの手続きをそれぞれ期日までに完了した場合、給付奨学金は4月から振込が開始され、入学料および前期授業料は支援区分に応じて免除を受けられます。第Ⅱ区分、第Ⅲ区分の方は差額の納入が必要ですが、詳細は7月下旬までに大学より学生本人へご案内いたしますので、それまで納入は不要です。また、後期授業料の免除に必要な手続きについても、前期中にご案内します。

1-2. 日本学生支援機構 給付奨学金に入学後に申込む予定の方

※ 2022年1月以降に家計が急変し(令和6年能登半島地震による被災を含む)、それによって当制度の家計基準(所得・資産)を満たす方も、入学後に申込が可能な場合があります。家計急変の要件については日本学生支援機構ウェブサイト等でご確認ください。

※ 2024年度在学採用から多子世帯の中間層に支援対象が拡大されることに伴い、予約採用で不採用となった方も採用される可能性があります。在学採用への申込みを希望される方は以下の手続きをおこなってください。

- ① 入学手続き時、入学料は納入しないでください。
- ② 入学手続き書類の提出時、必要書類「振込確認書」に代えて、以下書類2点を同封してください
(他の書類と混ざらないよう、イ)入学確約書を一番上にしてクリップ等でまとめてください。
 - イ) 入学確約書(所定様式)
 - ロ) (A様式1) 大学等における修学の支援に関する法律による入学料及び授業料減免の対象者の認定に関する申請書(所定様式)

【様式ダウンロードはこちら】一橋大学 HP>在学生の方へ>経済支援>高等教育の修学支援新制度
<https://www.hit-u.ac.jp/shien/campuslife/tuitionsupport.html>



- ③ 4月初旬までに、大学ウェブサイト(上記ページ)にて申込手続きの案内を行います。申込要領等の書類一式は、学生支援課窓口(西キャンパス本館1階)及びウェブサイトで配布します(一部、ウェブサイト上で配布できない書類がありますので、原則として窓口で入手してください)。書類入手後、申込要領に従い、期日(5月上旬予定)までに申込を完了させてください。
- ※③の手続きを行わなければ申込は無効となり、入学料および前期授業料の即時納入が必要になりますのでご注意ください。

2. 大学が実施する入学料免除・徴収猶予について

2-1. 入学料免除

【対象者】

- ① 入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより入学料の納入が著しく困難な者。
- ② 上記①に準ずる場合であって、相当と認める事由がある者。

【申請方法】

「高等教育の修学支援新制度」の予約採用者・申込予定者も含め、上記に該当すると思われる方は、入学手続き前に、可能な限り速やかに学生支援課奨学事業係(042-580-8117)までお問い合わせください。

2-2. 入学料徴収猶予（延納）

入学料徴収猶予を許可された者は、9月上旬まで入学料納入が猶予されます（2-1. 入学料免除との併願不可）。

【対象者】 ※2-1. 入学料免除の要件のほか、以下に該当する場合にも申請可能

- ① 経済的理由により納入期限までに入学料の納入が困難であり、かつ、学業優秀な者
- ② その他やむを得ない事情があると認められた者

【申請方法】

- ① 入学手続き時、入学料は納入しないでください。
- ② 「[学部用]2024年度入学料免除（徴収猶予）申請要領」を参照の上、入学手続書類の提出時、必要書類「振込確認書」に代えて、申請書類一式を同封してください（他の書類と混ざらないよう、クリップ等でまとめてください）。

【書類ダウンロードはこちら】一橋大学 HP > 一橋大学で学びたい方へ > 学生生活 > 入学金・授業料 > 入学料免除・徴収猶予 から「[学部用]2024年度入学料免除（徴収猶予）申請要領」を参照
<https://www.hit-u.ac.jp/shien/fee/enrollment-fees-exemption.html>



3. 日本学生支援機構 貸与奨学金について

日本学生支援機構貸与奨学金は国が実施する奨学金事業で、第一種(無利子)と第二種(有利子)があります。

3-1. 日本学生支援機構 貸与奨学金に高校等で予約採用済みの方

※ 日本学生支援機構より「令和6年度大学等奨学生採用候補者決定通知」（茶色の文字で印字）が交付され、「貸与奨学金」のいずれかの欄が「候補者決定」になっている方が該当します。「給付奨学金」も併せて「候補者決定」となっている方は、1-1を参照してください。

- ① 入学直後の4月5日（金）までに、以下2つの手続きを完了してください。
 - イ) 学生支援課に「令和5年度大学等奨学生採用候補者決定通知【進学先提出用】」を提出してください（西キャンパス本館1階窓口提出または郵送必着）。
 - ロ) イ)の提出時、ユーザID・パスワードを交付（郵送提出の方には4/1以降に大学から交付するメールアドレス宛に送付）しますので、インターネット(スカラネット)上で「進学届」を提出してください。
- ② 期日までに完了した場合、奨学金は4月から振込開始されます。

3-2. 日本学生支援機構 貸与奨学金に入学後に申込み予定の方

4月初旬までに、貸与奨学金ページ(本学ウェブサイト)にて申込手続きの案内を行います。

申込要領等の書類一式は、学生支援課窓口（西キャンパス本館1階）およびウェブサイトで配布します（一部、ウェブサイト上で配布できない書類がありますので、可能な限り窓口で入手してください）。それに従い、期日（5月上旬予定）までに申込を完了させてください。



4. 学内奨学金・民間団体等の奨学金について

学内奨学金および民間奨学団体や地方公共団体による奨学金(給付型・貸与型)は、年間約 200 人が受給しています。希望者は学内・民間奨学団体・地方公共団体の奨学金ページ(本学ウェブサイト)で募集中の奨学金一覧(随時更新)を確認し、それぞれの期日までに以下の手続きを行ってください。



① 直接応募

「応募方法」欄に「直接応募」とあるものは、大学を通さず、学生が直接奨学財団等に応募するものです。応募書類等は奨学財団ウェブサイト等から入手してください。

② 大学推薦(学内選考なし)

「応募方法」欄に「大学推薦(学内選考なし)」とあるものは、応募書類等を奨学財団ウェブサイト等から入手し、申請資格を確認のうえ期日までに学生支援課まで提出してください。

③ 大学推薦(学内選考あり)

「応募方法」欄に「大学推薦(学内選考あり)」とあるものは、申請資格を確認のうえ本学指定の「学内選考用奨学金申請書」(上記ページに掲載)に必要な書類を添えて、期日までに学生支援課まで提出してください。奨学財団等の採用基準に基づき家計・学業成績等により学内選考を行い、大学から推薦する学生を決定します。推薦が決まった学生は、改めて奨学財団等が求める応募書類を提出しなければなりません。

④ 学内奨学金

上記ページでご案内しています。(令和 6 年能登半島地震で被災された学生向けの奨学金についても、こちらのページに掲載予定ですのでご確認ください。)

※ 外国人留学生対象の奨学金は取り扱いが異なります。[私費外国人留学生の方向けの本学ウェブサイト](#)にて随時情報をご確認ください。



5. 大学が実施する授業料免除・徴収猶予について

5-1. 授業料免除

対象者は、2-1. 入学料免除と同一です。該当すると思われる方は、4月5日(金)までに学生支援課奨学事業係(042-580-8117)まで電話にてお問い合わせください。

5-2. 授業料徴収猶予(延納・分納)

授業料徴収猶予(延納・分納)の申請は半期(6カ月)ごとになっています。延納を許可された方は、9月中旬(予定)まで授業料の納入が猶予され、分納を許可された方は、半期分の授業料が月割分納になります。

【対象者】

- ① 経済的理由により納入期限までに授業料の納入が困難であり、かつ、学業優秀な者。
- ② その他やむを得ない事情があると認められた者。



【申請方法】[授業料徴収猶予ページ\(本学ウェブサイト\)](#)を参照してください。

- 社会情勢等を受け、書類の配布/提出方法を含めた各種変更のご案内をすることがあります。大学ウェブサイトの各ページを適宜ご確認ください。
- また、大学から交付されるメールアドレス(大学 Gmail)に届くメールは必ず確認してください。提出された書類の不備等も含め、重要な連絡を行うことがあります。